

埼玉県

補助対象者：設備導入・更新により省力化に取り組む県内中小企業者等
(主な対象者要件については、裏面をご参照ください。)

中小企業 省力化支援事業

人手不足の改善と持続的な賃上げ環境の整備に向け、設備の導入や更新により省力化に取り組み成長を目指す県内中小企業に対し、設備投資に要する経費の一部を補助することで、生産性を向上し、人手不足や賃上げに対応した経営体質を持つ企業を創出します。

【支援事業・1】

専門家派遣

県内企業の省力化に向けた助言及び必要に応じて「支援カルテ*」を作成する専門家の派遣を無料で実施します。

※補助金を申請しない事業者でも利用可能です。

*『支援カルテ』とは、県が派遣する専門家又は認定支援機関が、助言内容等を記載するもの(指定様式、県ホームページからダウンロードが可能です)。

対象件数 **140社**

(先着順)

専門家派遣申請期間

令和8年 **5月25日** ~ 令和9年 **2月19日**
MON FRI

申請状況により延長する場合があります。

専門家の派遣期間 **無料** (2回まで)

令和8年 **5月25日** ~ 令和9年 **2月26日**
MON FRI

申請状況により延長する場合があります。

【支援事業・2】

省力化支援補助金

人手不足の改善と持続的な賃上げ環境の整備に向け、設備の導入により省力化に取り組む事業者に対して、設備投資に要する経費を補助します。

新規導入

県が策定した省力化製品カテゴリリストに掲載された機器を新たに導入する経費を補助

設備更新

専門家が作成した支援カルテに基づき、省力化が見込まれる新型機器に更新する経費を補助

【対象者要件】

(1)(2)のいずれか、または両方に該当する県内中小企業等

(1) 人手不足の状態にあること

(2) 賃上げ*を実施すること

*平均所定内給与額を前年同月比3.0%以上増加

※(2)のみで申請し、賃上げ要件を達成しなかった場合は、補助は交付しませんので、ご注意ください。

補助金申請期間

令和8年 **5月25日** ~ **7月17日 16時**
MON FRI

申請状況により延長する場合があります。

事業実施期間

交付決定日 ~ 令和9年 **2月28日**
SUN

交付決定日は 令和8年9月中旬を予定

補助率：**2/3 (4/5)** ※()は対象者要件(2)に該当する場合

補助額：**15万円~1,000万円 (1,200万円)**

対象設備：**機器 (機器に付随するシステムを含む)**

※補助金申請は、左記 **新規導入**、**設備更新** のいずれか片方のみ受け付けます。両方への申請はできません。

※新規事業は補助対象外です。

※全事業所の役員・個人事業主と従業員の合計人数に応じた以下の区分ごとに定める労働時間を削減する計画であることが必要です。

・合計人数9人までの事業者 8時間×従業員数以上
・合計人数10人以上の事業者 80時間以上

【申請受付】 専門家派遣・補助金のどちらも電子申請のみで受け付けます。

「埼玉県 中小企業省力化支援事業」のホームページから、
必要事項を入力してお申し込みください。



新規導入



設備更新・専門家派遣

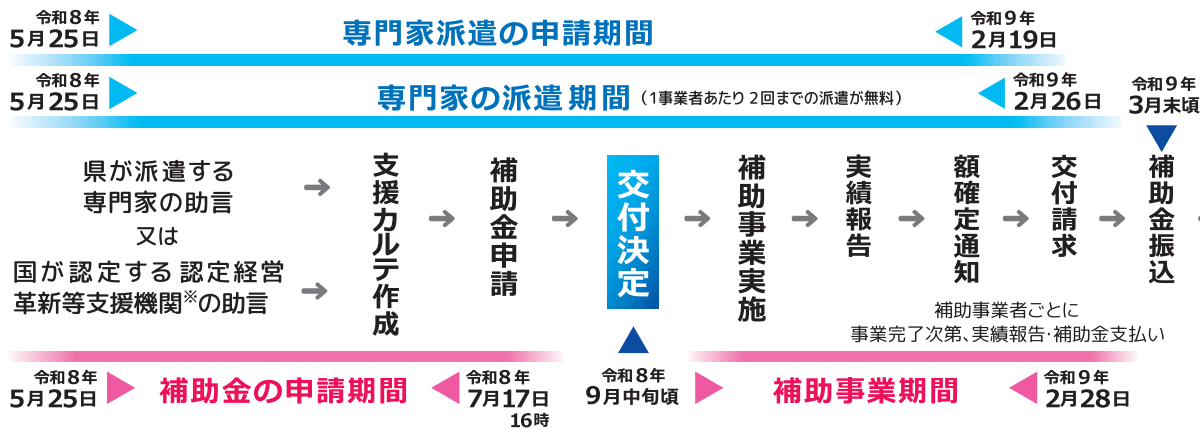
新規導入 → https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/shoryokuka/sinnkidounyu_20260525.html

設備更新・専門家派遣 → https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/shoryokuka/setsubikousin_20260525.html

※メール、郵送、FAX、持参等では受け付けませんのでご了承ください。



埼玉県中小企業省力化支援事業



※『認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関という。）』とは：認定支援機関については、商工会議所・商工会、金融機関、中小企業診断士などが国から認定されています。国のホームページから認定支援機関の検索が可能です。（参照：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>）

【主な対象者要件】 ※その他の要件については、県ホームページをご参照ください

- ・ 中小企業者等で、県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する者）であること。
- ・ 県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- ・ (1)(2)のいずれか、または両方に該当する県内中小企業等

(1) 人手不足状態にあること

- 人手不足の状態として、以下のいずれか一つに該当し、省力化を進める必要があること。
- ただし、申請日において従業員が0人の場合は、人手不足の状態がウに該当し、かつ、申請日時点で求人を実施している場合に限る。
 - ア 限られた人手で業務を遂行するため、直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
 - イ 整理・解雇によらない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。
 - ウ 直近1年以内に求人を実施したが、充足に至っていない。
 - エ 小規模事業者支援法第2条に該当する小規模事業者であって、アからウのいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的かつ合理的な理由がある。

(2) 賃上げを実施すること

実績報告を行う日の属する月の前月の平均所定内給与支給額を、その前年同月と比べて3.0%以上増加させること。この場合における平均所定内給与支給額は、補助事業を実施する事業所で作成する賃金台帳に登載された常時使用する従業員（非常勤を含む。）に支払った所定内給与（労働契約、事業所の就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給する給与のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。）の総額をその従業員の数で割った平均額（小数点第2位以下切り捨て）をいう。

【補助対象経費】

※直接間接を問わず、国・県・市町村等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているものは補助の対象外となります。（例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）

新規導入

- ①製品カテゴリに含まれる機器の購入費（中古品の購入、リース・レンタル・クラウド及びサブスクリプションサービス等の利用料を含む。）*
- ②上記①に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とします。

*製品カテゴリに含まれる機器でなければ、申請できません。

設備更新

- ①更新する機器（付随するシステムを含む）の購入費（中古品の購入、リース等の利用料を含む）
- ②上記①に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とします。

■ お問合せ先

埼玉県中小企業省力化支援事業 事務局（一般社団法人埼玉県中小企業診断協会）

TEL：048-762-9290 平日9時～17時 ※土日・祝日・年末年始（令和8年12月29日～令和9年1月3日）を除く。

Mail：shoryokuka@sai-smeca.org

■ 埼玉県産業労働部 経営・金融支援課 経営革新支援担当

TEL：048-830-3903

県ホームページ等をよくご確認の上、申請をお願いします。

この事業は埼玉県の委託により
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会が運営しています。

SAITAMA
SMECA

令和8年5月